

砥部町家族介護事業実施要綱

平成 17 年 1 月 1 日
砥部町告示第 21 号

(目的)

第 1 条 この告示は、地域支援事業として、65 歳以上の高齢者（以下「高齢者」という。）を介護している家族等の様々なニーズに対応し、各種サービスを提供することにより、高齢者を介護している家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図り、介護予防に資することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 本事業主体は、砥部町とする。

(事業の委託)

第 3 条 本事業の運営は、本事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、医療法人又は民間事業者等（以下「受託者」という。）に委託することができるものとする。

(事業の内容)

第 4 条 本事業の内容は、別記のとおりとする。

(申請)

第 5 条 前条に規定する本事業のうち家族用品の支給事業を希望する者は、地域支援事業利用申請書（様式第 1 号）により申請しなければならない。

(決定及び通知)

第 6 条 町長は、前条の申請書を受理したときは、必要な事項を調査し、家族介護支援事業決定（却下）通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

(帳簿の整備等)

第 7 条 町長は、本事業の実施状況を記録する利用者台帳その他必要な帳簿を整備するものとする。

2 町長は、本事業の適正な実施を図るため、受託者が行う本事業の内容を定期的に調査し、必要な措置を講ずるものとする。

3 受託者は、本事業の一部に関し、本事業に係る経理をほかの事業に係る経理と明確に区分するとともに、提供したサービスの内容、利用回数等を町長に報告するものとする。

4 町長は、町民に対し、広報等を通じ、本事業の周知を図るものとする。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の砥部町家族介護事業実施要綱又は広田

村介護支援特別事業実施要綱の規定によりなされた手続きその他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年8月26日告示第207号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際この告示による改正前の砥部町老人ホーム入所判定委員会規程、砥部町ケア体制整備事業実施要綱、砥部町生きがい活動支援通所事業実施要綱、砥部町軽度生活支援事業実施要綱、砥部町生活管理指導員派遣事業実施要綱、砥部町老人日常生活用具給付等事業実施要綱、砥部町生活管理指導短期宿泊事業実施要綱、砥部町「食」の自立支援事業実施要綱、砥部町家族介護事業実施要綱、砥部町要介護認定等に係る情報提供制度要綱、平成17年度砥部町在宅寝たきり老人等介護手当支給事業実施要綱及び平成17年度短期入所生活介護助成事業実施要綱の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成18年6月15日告示第62号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際この告示による改正前の砥部町ケア体制整備事業実施要綱、砥部町生きがい活動支援通所事業実施要綱、砥部町軽度生活支援事業実施要綱、砥部町生活管理指導員派遣事業実施要綱、砥部町老人日常生活用具給付等事業実施要綱、砥部町生活管理指導短期宿泊事業実施要綱、砥部町「食」の自立支援事業実施要綱、砥部町家族介護事業実施要綱及び平成18年度短期入所生活介護助成事業実施要綱の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成19年3月30日告示第62号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際この告示による改正前の砥部町家族介護事業実施要綱の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和6年4月9日告示第132号）
この告示は、公表の日から施行する。

別記（第4条関係）

1 家族介護教室

(1) 実施方法

利用者に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得させるための教室を開催する。

(2) 利用対象者

高齢者を介護している家族や近隣の援助者等

(3) 事業実施に当たっての留意点

利用者は、教材等の実費を負担するものとする。

2 家族介護用品支給事業

(1) 実施方法

支給対象者に対して、介護用品（紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清浄拭剤、ドライシャンプー等）を支給する。

(2) 支給対象者

介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定において要介護4又は5と判定された町民税非課税世帯の在宅高齢者を介護する家族

(3) 事業実施に当たっての留意点

支給額は、年額1人当たり上限60,000円とする。

3 家族介護者交流事業

(1) 実施方法

利用対象者に対して、介護から一時的に開放し、心身のリフレッシュを図ることを目的に、日帰り旅行や施設見学等を活用した介護者相互の交流会等を開催する。

(2) 利用対象者

高齢者を介護している家族等

(3) 事業実施に当たっての留意点

利用者は、食費等の実費を負担するものとする。

様式第1号（第5条関係）

地域支援事業利用申請書（特定・一般・任意）

年 月 日

砥部町長 様

申請者	住所
	氏名
	電話（ ） —
	利用者との続柄（ ）

利用者住所	砥部町	電話（ ） —	区名			
フリガナ 利用者氏名		男・女	生年月日 年 月 日（ 歳）			
身体状況	1 自立 2 要支援（ 1 2 ） 3 要介護（介護度 1 2 3 4 5 ） 4 介護認定申請中 5 認定を受けていない					
利用事業名	家族介護用品支給	(1) 紙おむつ (2) 尿取りパッド (3)				
申請理由						
家族構成	氏 名	年齢	利用者との続柄	同居・別居	生計中心者	主な介護者
	緊急時の連絡先	住所		電話番号	（ ） —	
氏名			続柄		勤務先	
担当民生児童委員		印	電話番号	（ ） —		

※ この申請書には、在宅高齢者調査表を添付してください。
※ 個人情報については、砥部町地域包括支援センターで厳重に保管し、この事業の目的以外には使用いたしませんので、ご了承ください。

在 宅 高 齢 者 調 査 表

利用者氏名

介護保険による要介護認定						
1 自立 2 要支援 (1 2) 3 要介護 (介護度 1 2 3 4 5)						
4 介護認定申請中 5 認定を受けていない						
日常生活の状況	生活動作	自 立 度				
	歩行 (移動方法)	1 できない 自立	2 大部分介助 車椅子 杖	3 やや介助 つたい歩き	4 できる いざり	
	座位	1 できない	2 大部分介助	3 やや介助	4 できる	
	寝返り	1 できない	2 大部分介助	3 やや介助	4 できる	
	衣服着脱	1 できない	2 大部分介助	3 やや介助	4 できる	
	入浴	1 できない	2 大部分介助	3 やや介助	4 できる	
	食事 (内容)	1 できない 普通食	2 大部分介助 軟食 流動食	3 やや介助 経管栄養	4 できる 回／1日	
	排泄 (排泄動作)	1 できない 自立 (和 洋)	2 大部分介助 ポータブル	3 やや介助 尿器 おむつ	4 できる カテーテル	
	寝具の始末	1 できない	2 大部分介助	3 やや介助	4 できる	
	視力	1 見えない	2 ほとんど見えない	3 やや悪い	4 できる	
	聴力	1 聴こえない	2 大声なら	3 聴こえにくい	4 普通	
	言語	1 不自由	2 聴きとれない	3 聴きとりにくい	4 普通	
精神の状況	性格	1 朗らか 2 親しみやすい 3 几帳面 4 凝り性 5 わがまま 6 頑固 7 自分のことを気にしやすい 8 人にとけこめない 9 短気 10 無口 11 融通がきかない				
	対人関係	1 拒否的である 2 普通 3 協調的である				
	精神状態	認知症症状 無・有 (程度：重度 ・ 中度 ・ 軽度)				
		記憶障害	1 自分の名前がわからない、寸前のことも忘れる 2 最近の出来事がわからない 3 物忘れ、置き忘れが目立つ			
		失見当	1 自分の部屋がわからない 2 時々自分の部屋がわからなくなる 3 異なった環境に置かれると場所がわからない			
	問題行動	攻撃的行動	1 他人に暴力をふるう	2 乱暴なふるまいを行う	3 攻撃的な言動を行う	4 なし
		自傷行為	1 自殺を図る	2 自分の体を傷つける	3 自分の衣服を裂く、破く	4 なし
		火の扱い	1 火を常にもてあそぶ	2 火の不始末が時々ある	3 火の不始末をする事がある	4 なし
		徘徊	1 屋外をあてもなく歩き回る	2 家中をあてもなく歩き回る	3 時々部屋内でうろうろする	4 なし
		不穏興奮	1 いつも興奮している	2 しばしば興奮し騒ぎたてる	3 時には興奮し騒ぎたてる	4 なし
不潔行為		1 糞尿をもてあそぶ	2 場所を構わず排尿排便する	3 衣服等を汚す	4 なし	
失禁		1 常に失禁する	2 時々失禁する	3 誘導すれば自分でトイレに行く	4 なし	

注書 認知症症状とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第15項に規定する認知症の症状をいう。

第 号
年 月 日

家族介護用品支給事業決定（却下）通知書

様

砥部町長 印

年 月 日付けで申請のあった家族介護用品支給事業について決定（却下）したので通知します。

1. 対象者氏名

2. 介護用品名

3. 助成額